

平成24年 第6回 農業委員会総会

日 時 平成24年6月26日 (火) 午後3時

場 所 糸満市役所3-C会議室

【出席委員】

会長	金城正春	代理	眞栄里保	1番	伊保智栄美	2番	宮里良淳
3番	上原英正	4番	大城正幸	5番	山城学	6番	具志堅繁光
7番	稲福ツヤ子	8番	大城茂治	9番	上原和雄	10番	大城仁輝
11番	亀甲康榮	12番	金城哲男	13番	賀数宏	14番	伊敷 幸栄
15番	金城 勲	16番	仲西栄二	17番	玉城盛雄	18番	新垣芳隆
19番	大城竹信	20番	国吉真昭	21番	大保新幸		

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 前門松次 国吉孝

【議事録署名人】

17番 玉城 盛雄 18番 新垣 芳隆

【議事日程】

日程第1議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4議案第22号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第5議案第23号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
その他

事務局

出席者が 23 名中 23 名出席されておりますので、総会は成立です。会長より議案運営のほうを宜しくお願いします。

会長

皆さん、こんにちは。梅雨も明けまして久しぶりに全員が出席ということで大変喜びを感じております。今年の雨も順調すぎるぐらいに降っており台風も 2 回ほど逸れましたが、去年に比べると今年は豊作の期待ができるかなと思います。去年はお互いにとって大変な年だったと思います。今年はお互いに連携を取りながらまた健康にも恵まれて豊作になりますように今後とも願ってまいりたいと思います。それから、6 月 20 日には県の常任会議がありまして、糸満市から 5 条の案件が 5 件議案通り決定をされています。これは住宅が 2 件、集荷場が 3 件です。それから平成 25 年の県の農業施策に関する建議のお話もありまして、7 月頃に県の翁長会長と南風原の神里会長が知事にお会いして 25 年の農業施策に関する建議を要請するということになっています。具体的な内容につきましては、来月の常任会議で発表があると思いますのでその分また皆さんにご連絡したいと思います。それから、総会終了後に全国会長会の感想のご報告をしたいとおもいます。うしろの方に復命書も置いてありますのでどうぞご覧になってください。それでは総会を進めてまいりますので、宜しくお願いします。本日の議事録署名人は 17 番玉城盛雄委員、18 番新垣義隆委員です。御両名宜しくお願いします。次回調査員は 7 番稲福ツヤ子委員、8 番大城茂治委員。9 番上原和雄委員ですので、御 3 名宜しくお願いします。本日の議事日程は日程第 1 議案第 19 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、日程第 2 議案第 20 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、日程第 3 議案第 21 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、日程第 4 議案第 22 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について。日程第 5 議案第 23 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてとなっております。それでは議案第 19 号から事務局からの説明を宜しくお願いします。

事務局

はい。それではご説明いたしますので、議案書の 2 ページをお開きください。17 件申請がありますが 3 条の許可の基準に従って議案書の備考欄に内容を記入しておりますのでその結果すべてクリアしていると判断いたしました。それではご説明に入りたいと思います。

議案書を読み上げて説明

番号 1 につきましては祖母からの無償移転で農作業歴 15 年野菜の栽培です、農業機械所有トラクター 1 台、散布機 2 台持っています。番号 3、4 につきましては、叔母からの無償移転で農作業歴 10 年菊の栽培をしています。機械の所有につきましては、耕運機 1 台、散布機 1 台、草刈り機 1 台となっております。番号 2、7、8、12、13、15、17 につきましては、規模拡大で使用貸借権 5 年間の設定となっております。いずれも農業機械の所有につきましては、トラクター、散布機、耕運機を所有しております。番号 5、6、9、10、11、14、16、につきましては所有権移転で経営規模の拡大です。農業機械の所有についてはトラクター、耕運機、散布機を所有しております。

会長

委員の皆さん、ご意見ご質問等宜しく申し上げます。

委員

はい。よろしいですか。2 点教えていただきたいのですが、2 番は譲渡人・譲受人は親子だと思いますが、農地の生前贈与の場合、生前贈与税というのはどのくらいかかるかというのを教えていただきたいのですが。

事務局

色々な条件で違いますが、こちらの方では詳しいことは分かりません。

委員

どこで聞けば詳しいことは分かりますか。

事務局

国税事務所に連絡して聞かれた方がよろしいかと思います。

委員

分かりました。ありがとうございます。それから 7 番と 8 番なのですが、備考欄にある土地改良区と農用地（土地改良区）とありますがこの 2 つの違いは何ですが。

事務局

すいません。これはどちらも同じ意味です。農振農用地の土地改良区という意味です。

委員

一緒ですね。分かりました。ありがとうございます。

会長

他に何かございませんか。ないようなので、議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

(異議なしの進行の声あり)

会長

異議なしとのことでありますので、お諮り致します議案第 19 号については可と決定されました。

会長

ありがとうございます。それでは議案第 20 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

はい。ご説明いたします。1 件申請があります 7 ページをお開きください。

議案書を読み上げて説明

申請地は農地として集団性のない第 2 種農地で農機具庫の建築のための転用です。申請人はドラゴンフルーツを栽培していきまして農業機械、肥料等の保管する為に建築を予定しております。

それから、議案第 21 号の 5 条第 1 項も関連しておりますので、一緒に説明してまいりたいと思います。11 ページをお開きください。

議案書を読み上げて説明

番号 1 は住宅建築のための転用申請です。申請地は第 1 種農地と判断していますが、転用の不許可の例外として施行規則第 33 条第 4 号の住宅接続に該当すると思われますので転用は可能と判断しております。番号 2 につきましては、第 4 条と関連し 24.5 m² の転用です。番号 3 につきましては、農地として集団性のない 2 種農地として判断しております住宅建築の転用申請となっております。

会長

はい。それでは、本日の調査委員の調査結果をお願いします。

委員

はい。今回の調査は 4 番大城委員、5 番山城、6 番具志堅委員の 3 名で行って参りました。初めに 4 条申請ですが、9 ページを開きください。右手の上に見えるのはひめゆりの搭の駐車スペースになっております。今回の申請者はご自身で農業なさってまして、ハウスやドラゴンフルーツの栽培等をやっているそうです。その中で今回の申請は 5 条申請の 2 番と関連するのですが、隣接する中でも実際に農業をしているのであれば問題はないかと判断いたしました。それから、5 条申請の 1 番ですが第 1 種農地ではあるのですが隣接する場所に住宅もございますし、将来的にはこちらに住んで農業をしていくという風に聞いております。ここも問題はないと判断しております。それから 3 番ですが、17 ページです。新垣の部落内ですが譲受人は南風原在住の金城さんですが現在の家が道路拡張のため立ち退きになったということでこの新垣に土地を求めて住宅を建てたいという申請です。新垣の部落内でもありますし、隣近所に住宅もありますし、問題はないと判断しました。皆様のご審議宜しくをお願いします。

会長

はい。ご苦労様でした。それでは委員の皆様のご意見等宜しくをお願いします。

委員

はい。5 条申請の 1 番の件ですが、航空写真でみるとなにか植えられていたような感じがするのですが。

事務局

以前は牧草が植えられていました。今は更地になっています。

委員

そうですか。分かりました。ありがとうございます。

会長

ほかになにかありませんか。ないようなので議案第 20 号・21 号につきましては議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

ご異議なしということですので、議案第 20 号・21 号につきましては議案どおり可と決定されました

会長

ありがとうございます。それでは議案第 22 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局からの説明を宜しくをお願いします。

事務局

はい。それでは 18 ページをお開きください。読み上げて説明してまいりたいと思います。

議案書を読み上げて説明

2 名の方から農地売買のあっせん申し出がありますので、次の委員をあっせん委員に指名することについて、同意を求めます

1 番 代理 眞榮里保 18 委員 新垣芳隆

2 番 7 番委員 稲福ツヤ子 14 番委員 伊敷幸栄

事務局

資料として 19 ページから 20 ページに航空写真を添付していますので参考にご覧になってください。

会長

はい。委員の皆さんご意見、ご質問ございませんか。

委員

(異議なし進行の声あり)

会長

ご異議なしということですので、議案第 22 号農地移動適正化あっせん委員の指名について可と決定します。4 名のあっせん委員の方、よろしくお願いします。

会長

ありがとうございます。それでは議案第 23 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について事務局から説明の方宜しくをお願いします。

事務局

はい。それでは 22 ページをお開き下さい。

議案書を読み上げて説明

利用権設定につきましては、農業経営基盤強化法 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると思いますので、事務局と致しましては許可相当と提案しています。
ご審議よろしくお願いします

会長

委員の皆さんご意見ご質問ございませんか。

委員

(異議なし進行の声あり)

会長

異議なしということですので議案第 23 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画につきましては議案とおり可と決定いたします。以上をもちまして本日の総会を終了したいと思います。ありがとうございました。

議事録署名人

17 番 玉城盛雄

18 番 新垣芳隆